

社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、生活資金でお悩みの方々に向けた生活福祉資金の特例貸付を実施しています。

① 緊急小口資金(特例貸付)

対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け休業等により減収となり、一時的な生計維持のための資金が必要な世帯
貸 付 上 限 額	20万円以内
返済猶予期間	貸付された月の翌月から1年以内
返 済 期 間	(返済猶予期間後)2年以内
貸 付 利 子	無利子(返済期限経過後は年利3%の延滞利子がつきます)
保 証 人	不要

★ 緊急小口資金(特例貸付)につきましては、「四国労働金庫」・「郵便局」でも申請手続きが可能です。

- ・「四国労働金庫」 緊急小口資金受付係 ☎ 0120-32-7323 へお問い合わせください。
(四国労働金庫での申請は、郵送でのやり取りとなります)
- ・「郵便局」 三好市在住の方は「阿波池田郵便局」で手続きが可能です。

② 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)

対 象 者	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯		
貸 付 上 限 額	(2人以上の世帯) (単身世帯)	月20万円以内 月15万円以内	貸付期間は原則3月以内
返済猶予期間	貸付された月の翌月から1年以内		
返 済 期 間	(返済猶予期間後)10年以内		
貸 付 利 子	無利子(返済期限経過後は年利3%の延滞利子がつきます)		
保 証 人	不要		

※ いずれの特例貸付も、申請期間は令和2年9月30日(水)までとなっております。

【申請時に必要な書類等】

- ☐ 本人確認書類 (運転免許証、マイナンバーカード、健康保険被保険者証、パスポート等)
- ☐ 住民票 (世帯全員・続柄が記載されたもの)
- ☐ 貸付金を振込むための預金通帳 (ネット銀行は利用できません)
- ☐ 新型コロナウイルス感染症の影響で減収や離職が確認できるもの (給与明細、勤務表、売上伝票、離職票等)
- ☐ 口座振替による返済に使用する預金通帳とその銀行印 (阿波銀行・徳島大正銀行・ゆうちょ銀行に限りです)
- ☐ 指定の申請書類 (社会福祉協議会指定の様式に記入していただきます)

※ その他必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

☆ 相談、申請手続き等詳細につきましては、市町村社会福祉協議会までお問い合わせください。

● 三好市在住の方々の問い合わせはこちらまで。

三好市社会福祉協議会 池田本所 72-5715

※ お近くの支所でも受付・相談を承っています。

三野支所 77-2882 井川支所 78-3140 山城支所 86-2434
西祖谷支所 87-2088 東祖谷支所 88-2688